

Asian Legal Insights

第172号(2025年2月号)

今月のトピック

- I. シンガポール : [外部委託関連ガイドラインの施行](#)
- II. インドネシア : [金融コングロメーション及び金融持株会社に関する新規則の施行](#)
- III. タイ : [従業員の健康情報の収集についての裁定の公表](#)
- IV. フィリピン : [外国投資家リース法の改正動向（借地期間を最大99年とする法案）](#)
- V. ミャンマー : [1. 国家緊急事態宣言の再度の延長\(2025年2月1日\)](#)
[2. 人民兵役規則の施行](#)
- VI. マレーシア : [LLPの実質的所有者報告義務](#)

今月のコラム [－進化系インド料理－](#)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

I. シンガポール: 外部委託関連ガイドラインの施行

2024年12月11日付けで、シンガポール金融管理局(Monetary Authority of Singapore(「MAS」))が公表する銀行・金融機関に適用される2つの外部委託に関するガイドライン(①Guidelines on Outsourcing (Banks)(「本ガイドライン(銀行向け)」)及び②Guidelines on Outsourcing (Financial Institutions other than Banks)(「本ガイドライン(銀行以外の金融機関向け)」)(総称「本ガイドライン」)が施行されました。本ガイドラインは、シンガポールに所在する金融機関が一定の重要業務を第三者に外部委託する際に発生するリスクに対応するための適切なガバナンスを確保すること等を目的としています。金融機関向けの外部委託に関するガイドライン自体は2016年7月27日に既に発行されていますが、本ガイドラインにより、銀行を含む金融機関が新たに対応すべき事項が示されています。

シンガポールにおいて支店を有する日本の金融機関においても、ITシステムの管理等の一定の重要業務につき、支店→本店→外部業者のフローを経て外部委託(下請け)を行い、外部業者が支店の顧客情報に触れる機会を与えているケースがあると思われませんが、そのような場合にも本ガイドラインが適用され得るため、本ガイドラインの内容については留意する必要があります。

本ガイドラインの主要な内容は下表のとおりです(ただし、下記以外にも、MASへの遵守事項の報告や、顧客情報の保護に関連するリスク評価、外部委託の評価に関する指針の策定、銀行・金融機関による外部委

託契約の監査・調査、シンガポール国外への外部委託といった事項も規定されています。詳細は本ガイドラインをご確認ください。)

	本ガイドライン(銀行向け)	本ガイドライン(銀行以外の金融機関向け)
MAS による外部委託契約の管理	<p>MAS は、例えば、以下のような場合、銀行に対して一定の重要業務 (material ongoing outsourced relevant service(「MOORS」))に関する外部委託契約の解除等を求めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該外部業者が問題に対処できないか、又は対処しようとしていない場合 ・ 銀行が当該 MOORS から生じるリスクの性質と程度について十分な理解に達していない場合 ・ 当該 MOORS により銀行に不利益が生じる場合 	<p>MAS は、例えば、以下のような場合、金融機関に対して外部委託の内容の修正等を求めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該金融機関が当該外部委託から生じるリスクの性質と程度について十分な理解に達していない場合 ・ 金融機関が当該外部委託から生じるリスクに十分に対処するための適切な措置を実施しないか、又は実施できない場合 ・ 当該外部委託により金融機関に不利益が生じる場合
下請け	<p>顧客情報の開示を伴う MOORS を下請けする場合、銀行は、銀行が当該下請業者に顧客情報を開示することについて、顧客の書面による同意を得なければならない。下請契約においては、例えば、以下のような条項が規定される必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 守秘義務に関する規定 ・ 銀行が MOORS を外部委託しなくなった場合、下請業者に対し、銀行から提供された顧客情報を適切に破棄することを義務付ける規定 	<p>金融機関は、外部業者(元請業者)が下請業者のパフォーマンスを管理すること(下請業者に本ガイドライン(銀行以外の金融機関向け)の内容に沿った下請契約の条項を遵守させることを含む。)等につき契約上の責任を負う条項を含める必要がある。</p>

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 細川 怜嗣

TEL. +65-6593-9467(シンガポール)
reiji.hosokawa@morihamada.com

弁護士 宮地 賛

TEL. +65-6593-9469 (シンガポール)
tasuku.miyaji@morihamada.com

II. インドネシア: 金融コングロメーション及び金融持株会社に関する 新規則の施行

2024年12月19日、インドネシア金融庁(「OJK」)により、金融コングロメーション及び金融持株会社に関する新規則(OJK規則2024年30号:「本規則」)が公表され、同月23日に施行されています。

本規則は、金融分野の発展・強化に関する法律2023年4号(通称:金融オムニバス法)に基づき制定されたものであり、本規則の施行に伴い、金融コングロメーションに関する従前のOJK規則2020年45号(「旧規則」)は撤廃されています。

本規則は、金融コングロメーショングループ(「FCG」)に対する規制枠組みを強化し、また、金融持株会社(「PIKK」)のガバナンス強化を目的として、FCG及びPIKKに対して各種の要件を課しています。以下では本規則の主要な点について説明します。

(1) FCGとは

本規則において、FCGとは、「所有・支配関係を通じて、一つのグループ内企業として相互に関連する金融サービス企業群」と定義されています。金融サービス企業の範囲として、旧規則においては、銀行、保険・再保険会社、ファイナンス会社及び証券会社のみが含まれていたのに対し、本規則においてはその範囲が拡大され、上記に加え、ベンチャーキャピタル、P2Pレンディングプラットフォーム運営会社等も新たに含まれています。

(2) PIKKの指定義務

原則として、FCGに該当する金融サービス企業群が以下のいずれかの基準を満たす場合、同グループのPIKKを指定する義務を負います(本規則上、PIKKにはインドネシア法人が指定されることが想定されているものと思われます)。

- (a) グループ総資産が100兆インドネシアルピア(約93億3,000万円)以上で、かつ、2つ以上の異なるセクターにおいて、合計2つ以上の金融サービス企業を有する場合(カテゴリー1)
- (b) グループ総資産が20兆インドネシアルピア(約18億7,000万円)以上100兆インドネシアルピア未満で、かつ、3つ以上の異なるセクターにおいて、合計3つ以上の金融サービス企業を有する

場合(カテゴリー2)

PIKK 指定義務を負う場合、金融サービス企業又は非金融サービス企業のいずれかを PIKK として指定することが認められていますが、当該指定にあたり OJK の承認を得る必要があります。さらに、PIKK となる企業の取締役・コミサリスには、フィットアンドプロパーテストが課せられます。

その他、銀行は PIKK として指定はできず、旧規則下において銀行が PIKK としての機能を担っていた FCG においては、非金融サービス企業を PIKK として指定する必要があります。

新たに上記基準を満たす FCG に該当することになる場合には、上記基準該当後 6 か月以内に、PIKK 指定に関する OJK 承認申請を行う必要があります。また、上記基準を満たす既存の FCG は、旧規則に基づき指定していた、PIKK と類似の概念である「主要会社」又は(銀行が旧規則において「主要会社」として指定されていた場合には)FCG 内の別の法人を PIKK として指定するため、本規則施行後 6 か月以内に同申請を行う必要があります。

(3)PIKK に課せられる各種要件

PIKK は、その FCG 傘下の各金融サービス企業を保有・支配することが求められており、例えば各金融サービス企業の 50%超の株式を保有することや、株式保有比率が 50%以下の場合には実質的な支配権を有すること等が求められます。

また、PIKK の株式については、担保に供することや、その FCG 傘下の企業によって保有されることが禁じられます。

上記以外にも、新規則では、PIKK に対し四半期ごとの OJK に対する定期報告義務を課しており、また、FCG としての 5 か年計画及び企業グループ憲章の策定義務等を課しています。

以上のとおり、本規則の適用が想定される企業は、特に PIKK 指定義務との関係で、グループ内の組織再編等が必要となる可能性が考えられ、また、PIKK に対して課せられる義務の遵守に時間を要する可能性も考えられます。そして、本規則の内容にはまだ不明瞭な点も残るため、OJK とも協議をしながら、本規則への対応を進めることが必要となりそうです。

弁護士 竹内 哲

TEL. +65-6593-9755(シンガポール)
tetsu.takeuchi@morihamada.com

弁護士 花村 大祐

TEL. +62-81-181123400(ジャカルタ)
daisuke.hanamura@morihamada.com

Ⅲ. タイ: 従業員の健康情報の収集についての裁定の公表

タイの個人情報保護委員会(PDPC)は、2024年11月5日付けで、従業員の健康情報(いわゆるセンシティブ個人情報に該当する情報)の収集に関する適法化根拠について、裁定を公表しました。当地で従業員の個人情報を取り扱う企業にとって一定の影響のある裁定であるため、以下で概要を説明します。

企業は、例えば従業員の病欠、健康診断結果の処理の場面といった、従業員に対する福利厚生を提供その他業務の遂行上、従業員の一定の健康情報を収集する場面があります。これらは個人情報の中でも厳格な保護の対象となるセンシティブ個人情報の収集・処理に該当するため、タイ個人情報保護法(Personal Data Protection Act, B.E. 2562 (2019))が適用される当地の企業等においては、そのような場面への同法上の対応として、同意書に健康情報の取得に関する同意文言を盛り込み、従業員からの同意を得ることを、当該個人情報の取得・処理の適法化根拠とする方法が一般的です。

本裁定は、ある企業において、従業員に対して福利厚生としての健康手当の支給のために医師の診断書及び治療費の領収書の提出を求めたところ、当該従業員がその提出を拒否しながら、福利厚生を受ける権利はある旨主張したという事案が発生したことを背景に、当該企業がタイ個人情報保護委員会(PDPC)に対して、従業員の同意なく当該文書を取得できるかという点についての見解を求めたものに対する回答を公表したものととなります。本裁定においては、企業が、一定の場合には、従業員の同意を得ることなく従業員の個人健康情報を収集できることが示されました。本裁定の概要は、以下のとおりです。

本裁定は、まず、「福利厚生」は雇用者と被雇用者の関係に関連するものであり、タイの労働法規によって規律されるものであることを確認しました。その上で、従業員の健康手当は労使関係に基づく雇用条件の一部を構成するといえるため、企業が福利厚生を提供する目的で従業員の健康情報を収集する場合には、センシティブ個人情報収集の適法化根拠として、「法的義務の履行」を適法化根拠とすることができ、従業員の同意を取得することは不要であるとしてしました。

また、個人情報保護委員会(PDPC)は、当該最低の公表と同時に、同じ文脈において法的義務の履行を根拠として従業員の同意なく収集することができる可能性のある個人健康情報の具体例として、病気休暇、妊娠特別休暇、出産休暇、避妊手術休暇の取得が正当なものであるか確認するための医師の診断書等が挙げられています。

本裁定の公表により、従業員の健康に関する個人情報の収集の際の手当てについて、一定の簡略化が可能となることが予測されます。一方で、PDPC が公表した裁定は、法律ではなく、個別の事案に対する個別の解釈である点に留意が必要であり、現地の動向は今後も注視していく必要があります。

IV. フィリピン: 外国投資家リース法の改正動向 (借地期間を最大 99 年とする法案)

2024 年 12 月、フィリピン国会の上院(Senate of the Philippines)及び下院(House of Representatives)は、外国投資家による土地リースに関する現行規制である外国投資家リース法を改正し、外国企業等による借地期間を最大 99 年とすることを主な内容とする法案を承認しました。上院が 2024 年 12 月 16 日に承認した法案は、Senate Bill 2898 であり、下院が同月 17 日に承認した法案は House Bill 10755 です。両法案の内容は、概ね同じであり、以下、両法案に共通する内容をご紹介します。

(1) 借地期間を最大 99 年とする改正

現行法上、外国投資家による土地の賃借は、工場の建設等一定の目的のための賃借の場合には最大 75 年(当初の賃借期間 50 年+更新により 25 年延長)まで許容されています。今回の改正法案においては、以下の条件を満たす場合、外国投資家による土地の賃借が最大 99 年まで許容されます。

- (a) 外国投資家による投資が、1991 年外国投資家法(共和国法 7042 号)その他関連法令において承認若しくは登録されていること、又は、投資促進機関が定める投資要件を遵守していること
- (b) 土地の賃貸借契約が、管轄の登記局において登録されており、土地の登記に付記されていること

(2) 賃貸借契約を登記局に登録するための条件

上記 1(b)のとおり、改正法案においては、土地の賃貸借契約を登記局に登録することが求められます。当該登録を行うためには、①外国投資家による投資が上記 1(a)で述べた条件を満たしていること、②賃貸借の開始日と期間が定められていること、③賃貸借の対象となる土地が特定されていること、④賃貸借契約の締結日から 3 年以内に投資プロジェクトを開始しない場合には賃貸借を終了する文言が盛り込まれていることが必要となります。

(3) 転貸借

改正法案においては、外国投資家リース法の対象となる賃貸借が上記(1)で述べた条件を満たす場合には転貸借も認められます。なお、転貸借契約の登記局への登録の要否については上院と下院それぞれの法

案において差異があります。上院の法案では全ての転貸借について登録を必要としているのに対し、下院の法案では 25 年以上の期間の転貸借のみ登録が必要とされています。

上記が両法案の概要となります。両法案の内容は概ね同じですが、多少の差異もみられるところであり、今後、両法案を統合した法案が作成されることが想定されます。土地の所有に外資規制が存在するフィリピンにおいて、外国投資家による土地の借地期間を 99 年まで許容する法案は、日系企業にとって重要な改正であり、今後の動向が注目されます。

弁護士 園田 観希央
TEL. 052-446-8651(名古屋)
03-6266-8595(東京)
mikio.sonoda@morihamada.com

弁護士 井上 淳
TEL. 03-6266-8566(東京)
atsushi.inoue@morihamada.com

V.ミャンマー

1. 国家緊急事態宣言の再度の延長(2025 年 2 月 1 日)

2021 年 2 月 1 日の国家緊急事態宣言(「本宣言」)の発出以降の経緯については、本レター第 120 号(2021 年 2 月号外)以降の関係各号でお伝えしたとおりです。本宣言は、2008 年憲法に明記された「発出から原則最長 2 年間」という期間を超えて、2023 年 2 月 1 日以降も延長が繰り返されています。直近では、本レター第 166 号(2024 年 8 月号)でもお伝えしたとおり、2024 年 7 月 31 日付けで 6 か月の延長がなされたものですが、国防治安評議会(National Defence and Security Council)は、2025 年 1 月 31 日付けで開催された Meeting 第 1/2025 号において、本宣言をさらに 6 か月延長することを決定しました。今回で通算 7 回目の延長となります。なお、同会議では本宣言の延長のほか、2021 年の政変以降ミャンマーの行政権を掌握している国家行政評議会(State Administration Council:「SAC」)を含むいくつかの政府機関のメンバーの入れ替えについても決定されています。

2008 年憲法では、国家緊急事態宣言の終了後、6 か月以内に総選挙を実施すべき旨が明記されています。総選挙については、これまで SAC の意向として報道されてきた情報を踏まえ、2025 年中の実施を予想する見方がある一方で、総選挙に向けた国勢調査が十分に進捗していない実情から、2026 年以降に実施がずれ込むことを予想する見方も出てきています。

辺境地帯を中心に国軍と軍事勢力との紛争が継続しており、ミャンマー全土で国勢調査を完了することは短期的には見込み難い状況です。そういった地域では総選挙の実施も困難であることからすると、総選挙がそもそも実施されるのか、仮に実施されるとしてもどれくらいのエリアが対象となるのかといった点は極めて

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

て不透明と言わざるを得ません。他方で総選挙の実施がミャンマー情勢の将来を占う一つのマイルストーン的なイベントであることは間違いなく、今後の動向は引き続き注視していく必要があります。

(ご参考)

本レター第 120 号(2021 年 2 月号外)

<https://www.morihamada.com/system/files/newsletters/newsletters/pdf/20210201-042135.pdf>

本レター第 166 号(2024 年 8 月号)

<https://www.morihamada.com/system/files/newsletters/newsletters/pdf/20240820-093514.pdf>

2. 人民兵役規則の施行

本レター第 161 号(2024 年 3 月号)においてお伝えしたとおり、ミャンマーでは、2024 年 2 月、人民兵役法(People's Military Service Law)の施行により徴兵制が導入されました。同法の施行細則として、ミャンマー国防省(Ministry of Defence)は、2025 年 1 月 23 日付けで人民兵役規則(People's Military Service Rules)(「本規則」)を公表しました。

本規則では、徴兵を管轄する中央委員会(及びその下部組織)の構成や権限が明らかにされたほか、実際に徴兵を実施する際に履践すべき手順が定められています。また、兵役従事者の権利として、兵役期間中の報酬や死傷時の補償等の支払が受けられることが明記されました。

本規則には、徴兵対象とされた者を雇用する会社側の義務についても規定が置かれており、労働者が兵役を終えたときは、当該労働者が入隊前に従事していたのと同じ又は類似のポジションで職場復帰させなければならないと定められています。他方で、兵役期間中の当該従業員の取扱いについては特に規定されておらず、いったん解雇した上で再雇用するのか、それとも休職扱いとするのか、といった点については検討が必要となるように思われます。

なお、現地報道では、本規則に定めるところにより、徴兵対象年齢の全ての男女について、ミャンマーからの出国が許可制になるとの情報もありました。この点について、本規則の実際の規定は、徴兵対象として指定され身体検査に合格した者は、中央委員会の承認を得ずにミャンマーから出国してはならないとするものであり、報道された内容とは異なっています。先のニュースレターでも指摘しましたが、徴兵制の実施による一般企業への労働力の影響は実際に徐々に始めているとの情報もあります。本規則の制定により、これまで以上に広い範囲で徴兵が実施される可能性もあり、更なる悪影響が懸念されるようです。

(ご参考)

本レター第 161 号(2024 年 3 月号)

<https://www.morihamada.com/system/files/newsletters/newsletters/pdf/20240325-043030.pdf>

弁護士 武川 丈士

TEL. +95-1-9253652(ヤンゴン)
takeshi.mukawa@morihamada.com

弁護士 眞鍋 佳奈

TEL. +95-1-9253653(ヤンゴン)
kana.manabe@morihamada.com

弁護士 井上 淳

TEL. +95-1-9253654(ヤンゴン)
03-6266-8566(東京)
atsushi.inoue@morihamada.com

VI. マレーシア: LLP の実質的所有者報告義務

マレーシアでは 2024 年 4 月の会社法改正により、会社の実質的所有者を報告することが義務付けられることとなりました(本レター第 158 号(2023 年 12 月号)により、2023 年 12 月時点での改正法案の内容をご紹介します。)。2024 年 10 月の Limited Liability Partnerships Act の改正により、有限責任パートナーシップ(LLP)についても実質的所有者の報告義務が導入されることとなり、この義務に関する規定は 2025 年 1 月 31 日から施行されています。

併せて、実質的所有者の報告枠組みに関するガイドライン([Guidelines for the Reporting Framework for Beneficial Ownership of Limited Liability Partnerships](#))並びに同ガイドラインのケーススタディ及び図解([Case Studies and Illustrations of the Guideline for the Reporting Framework for Beneficial Ownership of Limited Liability Partnerships](#))も発行されています。本ニュースレターではその概要について説明します。

(1) 実質的所有者の定義

LLP の実質的所有者は、LLP を最終的に所有又は支配する自然人であり、これには LLP を最終的に、実質的に支配する(exercises ultimate effective control)者を含むとされています。

上記の定義には広い解釈の余地があるところ、ガイドラインにおいて、下記の基準 A から F までのいずれか一つ以上を満たす個人は実質的所有者に該当するとされています。

基準A: 直接又は間接に LLP の出資の 20%以上を保有する。

基準B: 直接又は間接に LLP の議決権の 20%以上を保有する。

基準C: 公式に又は非公式に LLP、組合員又は LLP の運営に対し最終的に実質的に支配する権利を有する。(ガイドラインでは、LLP の議決権の過半数を有する組合員がその個人による勧告に常に従うような場合、LLP を最終的に実質的に支配しているといえると定めています)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

す。)

- 基準D: 直接又は間接に LLP の運営における議決権の過半数を有する組合員を任命又は解任する権利を有する。
- 基準E: LLP の組合員であり、LLP の他の組合員との合意に基づき、LLP の議決権の過半数を単独で支配する。
- 基準F: 出資及び議決権をいずれも 20%未滿しか保有しないが LLP に対し重要な支配又は影響を有する。

この定義や基準は、2024 年改正会社法における会社の実質的所有者の定義や、会社法改正時にマレーシアにおける会社法関連の管轄官庁である Companies Commission of Malaysia(「CCM」)が発行していた、会社の実質的所有者の報告枠組みに関するガイドラインにおける会社の実質的所有者の基準と足並みをそろえた内容となっています。

(2)義務

LLP には、LLP の実質的所有者の名簿(実質的所有者名簿)を保管し、名簿記載事項に変更が生じた場合には 14 日以内に CCM に報告する義務、組合員に対し実質的所有者の情報を提供するように求める義務等が課せられています。また LLP の実質的所有者の側にも、自らが実質的所有者であることや、実質的所有者でなくなったことを LLP に通知する義務等が課せられています。

上記のほかにも、2024 年 12 月に、CCM に年次報告書(Annual Return)を提出する際に合わせて提出される実質的所有者の情報についての細則が改正されたり、2025 年 1 月に会社の実質的所有者の報告枠組みに関するガイドライン並びに同ガイドラインに基づくケーススタディ・図解が改正されたりと、実質的所有者の情報の管理・報告については細かな改正が続いています。

(ご参考)

本レター第 158 号(2023 年 12 月号)

<https://www.morihamada.com/system/files/newsletters/newsletters/pdf/202312-20-120023.pdf>

弁護士 田中 亜樹

TEL. 03-6266-8919(東京)

aki.tanaka@morihamada.com

今月のコラム

－進化系インド料理－

「インド料理といえば？」と聞かれば、どなたも「カレー」と即答し、「インドに駐在していました」とお話をすると、「毎日カレーですか」と漏れなく頂くところではございますが、「実はインドはカレーだけではないのです」といったところをお伝えしたく、今日は、進化系インド料理をご案内させていただきます。

私自身はコロナ明けのインド出張で初めて訪れたのですが、インドのムンバイに、ドバイを本店とするイノベティブインド料理の名店 TRESIND というお店のムンバイ店があります(ドバイの本店はミシュラン 2 つ星)。

私は何の予備知識もなく現地の弁護士に連れて行かれるがままだったのですが、まず、料理がサーブされる前にテーブルの中央に据えられた瓶に水が注がれてドライアイスが溢れ出すのに驚かされます。「インドでこの手のアトラクションは初めてだ。。」

そして、一品目のサラダが運ばれてきます(下記左の写真)。インド料理屋に行くときまずつまみ用の豆しか出されたことのなかった身からしますと、その盛り付けからして衝撃的です。「この花は食べてもよいのだろうか。。」

その後も、インドの地では初めてお目に掛かったホタテを使っただけの前菜(下記中央の写真)やら、ジビエ的な動物の骨髄を煮込んだカレーの中に鎮座するパスタ(トルテリーニ)(下記右の写真)やらが続きます。



インドらしからぬサラダ



インドでは初対面のホタテ



パスタ in カレー

メインで鴨のコンフィが出てきてやれやれと安心してしていると、インド各地のスパイスが可視化されたインド地図が登場し、これらを豪快に合わせてキチディとよばれるインド風リゾートが供されます。日本の懐石料理でいうところの最後の「お食事」の趣でしょうか。



各地のスパイス
on インド地図



各地のスパイスたっぷりの
リゾット

デザートもモリモリ 3 品登場し、最後までボリューム満点でした。

ちなみに最近初めてインドを訪れた知人にこの TRESIND を薦めたところ、食事のまだ全くもって序盤と思われる時間帯に彼から「死ぬほど美味しい！！」とのショートメッセージが届きました。よほど感動したらしいのですが、これがインド料理だと思ってしまうと、もはや街中のカレー屋には入れなくなりそうなのを心配したのは内緒です。

ともあれ、神秘の国インド。侮れません。

(弁護士 臼井 慶宜)